

第5章 野田市水道の目指す将来像

5. 1 将来像

本市の水道事業は、水道法の目的を踏まえ「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことを水道のあるべき姿とし、昭和50年4月の給水開始以来、人口の増加や市勢の発展に伴う水需要の増加に対し、安全で安心できる水道水の供給に努め、市民の皆様の生活を支えてまいりました。

水道水は市民の皆様の生活に欠かすことのできない生命を育む水であるとともに、特に非常時においては命を救う水であるため、いかなる時も途絶えることなく水道水を届けることが果たすべき使命であると考えており、その信頼に応えられるものでなければなりません。

前水道ビジョンの「野田市水道事業長期計画」では、この水道法の目的を踏まえ将来にわたって安全で快適な水を安定的に供給できる水道とし、いつでも市民が安心して使用できる水道を目指してまいりました。

しかしながら、時代の移り変わりとともに生活スタイルの変化や節水型機器の普及等に加え、人口減少に伴う水需要の減少傾向が続く一方で、老朽化の進展に伴う更新需要は加速度的に増大し、これまでに経験したことのない厳しい事業環境の中での運営を余儀なくされております。

将来にわたってお客様に安心して水道を御利用いただくためには、人口減少による料金収入の減少、水道施設の老朽化による水道クライシスの高まりに加え、過去の経験や想像を超える自然災害の脅威等、直面する課題やリスクに対応し続けることができる水道とする必要があります。

その実現のため、そして本市の水道が次世代やその次の世代、さらにその先の世代へと遠い未来まで、安全で良質な水道水を安定的に供給できる安心水道であり続けるため「未来構想 水道ビジョン野田(経営戦略)」において目指す将来像を「未来を拓く くらしを支える水 ～次世代へとつなぐ安全でおいしい水を未来まで～」と設定し、その実現に向け全力で取組を進めてまいります。

《将来像》

未来を拓く くらしを支える水

～次世代へとつなぐ安全でおいしい水を未来まで～

5. 2 基本目標

(1) いつでも水をおいしく飲める【安全】な水道

水源水質の監視や水源上流域の関係機関との情報共有、北千葉広域水道企業団及び構成団体との連絡体制の強化を図り、いつでもどこでも、安心して水をおいしく飲める水道を目指します。

また、水源から給水栓までの水道システム全体において、徹底した水質管理により、水の安全性や快適性の確保など、良質な水道水の供給に努めます。

(2) 健全かつ安定的な事業運営及び水道サービスの【持続】可能な水道

いつでも安心・安全な水の供給を持続していくためには、将来の需要予測を踏まえて適正な施設規模での更新、更新サイクルの見直しによる施設の長寿命化、適正な料金水準の設定等が必要となります。

今後、長期的な資産管理の実践と財政収支の見通しなどにより総合的に管理し、給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道を目指します。

また、事業内容について分かりやすい情報を提供するための広報活動の充実とお客様サービスの向上に努めます。

(3) 災害に強く不測の事態にしなやかに対応できる【強靱】な水道

自然災害等により水道施設に被害が生じた場合でも、迅速かつ的確に対応できる応急活動体制や復旧体制の整備を進め、災害に強く不測の事態にしなやかに対応できる水道を目指します。あわせて、老朽化した施設の計画的な更新及び災害時の危機管理体制の強化に加え、断水時の水供給できない不測の事態においても、最低限の飲料水を配給できるリスク管理型の水管理による水供給システムの徹底強化を図ります。

また、災害時や緊急時において給水するための配水池容量の拡大や応急給水設備等の確保に努めます。

5. 3 SDGsへの取組

気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成27年9月)が採択されました。

その中で示された、「持続可能な開発目標(SDGs)」では、令和12年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴール(目標)と具体的な169のターゲット(達成基準)が設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。



野田市水道部では、主として以下の内容に取り組んでまいります。



5. 4 施策体系図

基本目標	施 策 方 針	主 要 施 策
いつでも水をおいしく飲める 【安全】な水道 3 安全でおいしい水を供給する 6 安全な水質を確保する	(1) 水質管理体制の強化	①水源水質の監視 ②水質検査の充実と強化 ③安全でおいしい水の供給持続 ④トリハロメタン低減化対策 ⑤水安全計画の適切な運用 ⑥安全で良質な水質の確保 ⑦分かりやすい水質情報の提供 ⑧給水装置工事施行基準の周知徹底
	(2) 適切な水源保全の推進	⑨受水量割合増加の検討
	(3) 安全対策の強化	⑩セキュリティ対策の充実等
	(4) 小規模貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及	⑪小規模貯水槽水道の適正管理 ⑫直結給水方式の普及・P R
健全かつ安定的な事業運営及び水道サービスの 【持続】可能な水道 1 経営を安定させる 6 安全な水質を確保する 7 安全な水質を確保する 11 水道事業の持続的な運営 12 持続可能な事業運営	(1) 経営基盤の強化と業務の効率化	①水道料金の継続的な検証 ②漏水防止対策と有収率の向上 ③未普及地域の解消と普及率の向上 ④民間活力の推進 ⑤適正な資産管理 ⑥生活スタイルに合わせた給水形態の実現 ⑦水道事業運営の効率化等の推進に向けた調査・研究 ⑧資産の有効活用
	(2) 安定水源の確保	⑨安定水源の確保
	(3) 水道施設の最適化	⑩浄水・配水場の統廃合等の検討 ⑪管路のループ化の促進
	(4) お客様サービスの充実	⑫広報活動の充実 ⑬水道出前教室等の充実 ⑭お客様ニーズの把握 ⑮幅広いサービスの推進
	(5) お客様の利便性向上	⑯水道料金収納業務の効率化 ⑰インターネットによる各種申請・手続等の推進
	(6) 人材育成と技術力の強化	⑱職員研修等の充実 ⑲組織体制の確立
	(7) 環境に配慮した事業運営	⑳高効率型設備等の導入 ㉑低公害車・低燃費自動車の導入
災害に強く不測の事態にしっかりと対応できる 【強靱】な水道 11 水道事業の持続的な運営 13 災害に強く不測の事態にしっかりと対応できる	(1) 水道施設の計画的な整備	①更新基準年数の運用 ②レベル別修繕支弁基準の運用 ③配水管の計画的な更新 ④重要給水施設への専用給水ルートの整備 ⑤老朽設備の計画的な修繕・更新
	(2) 基幹施設の耐震化	⑥浄水・配水施設の計画的な耐震化
	(3) 災害対策	⑦リスク管理型の水管理 ⑧危機管理体制の強化 ⑨事故・災害時における復旧体制の強化 ⑩災害時における近隣事業者等との広域連携 ⑪防災に関する啓発の推進 ⑫停電への対応の強化
	(4) 渇水対策の推進	⑬渇水への対応策の強化